

令和7年（2025年）4月から 育児休業給付支給対象期間の延長書類について

お子さんの1歳の誕生日（1歳6か月になる日）までに保育所に入所できない事実が必要です。
〈保育所への申し込みではなく、市町村への申し込みが必要です〉

速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものである必要があります。

次の書類が必要となります。

1 入所の保留（待機・不承諾）通知書の写し

※通知様式は市町村により異なります。

2 市町村への保育所の入所申込書の写し

※マイナンバーが記載されている場合は、必ずマスキングをした上で添付してください。
※申込書に附帯して、入所保留となることを希望するか確認する様式がある場合はその写しも必要です。
（チェックリスト等）

3 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

4 母子健康手帳の出生証明書の写し

※被保険者名、対象の子の氏名生年月日が記載された市町村長の押印があるページ全体

延長事由認定申告書



不承諾の通知書の内容について次の事項をご確認ください。

● 入所希望日（1歳の誕生日以前であること）または入所保留期限が確認できますか？

※入所希望日がお子さんの1歳の誕生日以前の日付でない場合は、延長できません。
※1歳の誕生日時点で保育が実施されないことが確認できない場合は、延長できません。
※保育所の申込み時期等については、市町村にご確認ください。

● 育児休業取得者のお名前が確認できますか？

※確認ができる場合は上記4母子健康手帳の出生証明書の写しは不要です。

<延長期間は6か月間です>

1歳6か月以降の延長には、改めて1歳6ヶ月になる日以前の日を入所希望日として入所申込みを行ったうえで、入所できない事実（「保留（待機・不承諾）通知書」の確認）が必要です。

※1歳6か月以降の延長の場合は、「1歳の誕生日」を「1歳6か月になる日」と読み替えてください。

延長申請手続きと時期について

● 原則として、下記Aの時期（支給終了日を含む支給単位期間の1つ前の期間に係る支給申請を行う際）に不承諾通知等（上記の資料）を添付して支給申請書をご提出ください。

（例）支給終了日 △△年6月18日 お子さんの1歳の誕生日 △△年6月20日

支給単位期間①	△△年4月16日 - △△年5月15日
支給単位期間②	△△年5月16日 - △△年6月15日
支給単位期間③	△△年6月16日 - △△年6月18日 終了日

A=この期間を申請する際

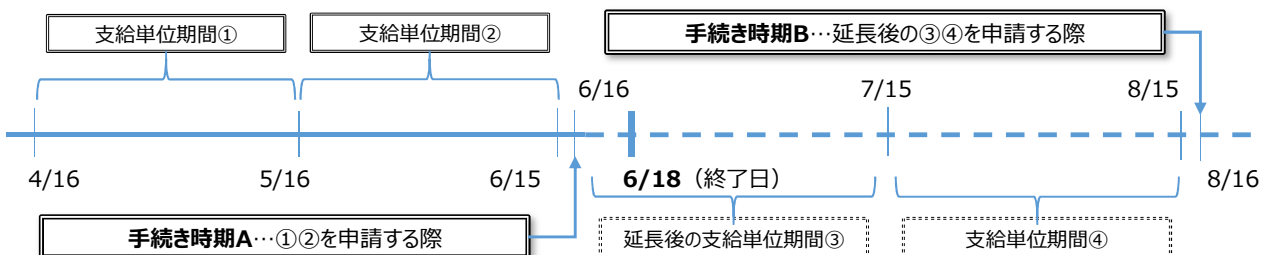
※延長の要件を満たした場合、支給単位期間3が下記のように変わります。

支給単位期間③	△△年6月16日 - △△年7月15日
支給単位期間④	△△年7月16日 - △△年8月15日

B=この期間を申請する際

● Bの時期に延長申請する場合は下記にご留意ください。

※Bの時期の場合は、延長の要件を満たした支給単位期間の末日の翌日以降の申請となります。
※上記の例では、8/16以降に申請可能です。また、申請の際、6/16～8/15の確認資料が必要です。



～～延長要件などの詳細については別添リーフレットを必ずご確認ください～～